

上応援するため、法学科において特徴ある科目として設置されていました。2012年度教学改革においては、この自主企画演習を、専門化プログラムの科目として位置づけ、みなさんが持つ専門的な学びの自主性・多様性をよりいっそう促進するものとしていきます。

さらに、名称であげられているマスコミ関連科目の配置も不十分であった「マスコミ・市民活動プログラム」は、「政治と社会プログラム」と一本化して、政治学・行政学を深く学習・研究できる「政治と市民社会プログラム」として精選化します。政治学・行政学を学ぶことを通じて、現在の政治や行政に関する知識を得ることができ、それゆえマスコミに関する進路を考える上でも履修することは有効なのですが、それはあくまで現在の政治や社会の事象を学ぶことがマスコミの進路と関わることであり、必ずしも看板に掲げる必要はないと考えたからです。

現行法学部専門科目の学びの構造			
法学科	司法特修	公務行政特修	国際法務特修
政治と社会プログラム 法文化プログラム 環境・生活プログラム 法と人権プログラム マスコミ・市民活動プログラム	法曹プログラム 法曹プログラム	専門化プログラム	国際インス法務 専門化プログラム

12年度新展開

2012年度以降の新カリキュラム			
法学科	司法特修	公務行政特修	国際法務特修
政治と市民社会プログラム 法文化プログラム 環境・生活プログラム 法と人権プログラム	法曹プログラム	専門化プログラム	専門化プログラム + 法学部国際展開科目

進学

大学院
法学研究科(法職・公務員・研究者等) 法科大学院(法曹)

## (2) 進路を明確にした 教学展開: 司法特修の改革

司法特修は、もともと大学院(法学研究科・法科大学院)進学を意識し、かつ、大学院と連携した学びの展開を行うものとなっていました。

とりわけ、裁判官や弁護士を目指す法曹プログラムは、法科大学院への進学を意識したものにります。今回の改革では、学生一人一人が入学時に抱いていた法曹志望という気持ちを大切にしつつ、その希望を確実にするためのカリキュラム構造にしていきます。とりわけプログラム演習を、専門科目の履修と連動させるなど、より学びやすい構造にしていきます。

法職プログラムは、司法書士など法律学を専門とする職業を目指すプログラムとして設置されてきました。このプログラムによって、こうした志望を持つ学生への動機付けを行っていましたが、他方でこれらの試験科目からすれば、この志望を確実にするためのカリキュラムをいっそう強化していくためには、学部段階だけではなく、大学院進学を意識した学びの展開が不可欠なものとなっています。そこで学部段階では、法学の基礎的素養を確実にしていき、大学院(法学研究科)においていっそう専門的・実践的に学ぶことを位置づけることとし、法学部独自のプログラム展開を発展的に解消することとします。

## (3) 国家公務員試験改革に対応した公務行政特修

国家公務員試験改革が2012年度より実施される予定です。これによると試験方式に変更がみられ、これに対応したカリキュラム構造を創り上げることが求められます。そこで、公務行政特修において、これまで相対的に法学専門科目が少なかったことを改善しつつ、公務員としての素養を涵養するカリキュラム構造とします。

## (4) 国際法務特修の新展開

立命館大学は、2012年度より国際インスティテュートの募集を停止することとなりました。これは、国際的な学びの展開を、全学共通で行うことから、学部の専門性を活かしたものにすることとしたためです。

これをうけ、法学部は、国際法務特修の改革方向性を、東アジア展開をもにらみつつ、法学的素養を身につけた、国際的視野をもった学生の育成を行うものとします。今回の改革においても、国際インスティテュートにおいて展開されてきた専門科目につき、国際法務に

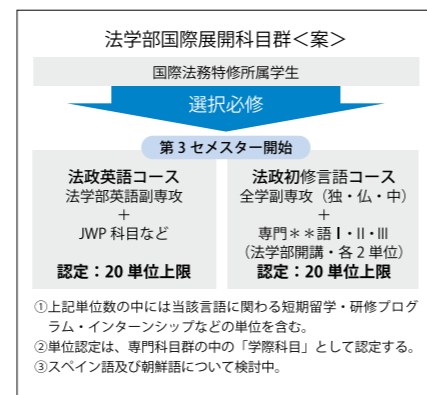
関わる法学系科目を中心に展開します。また第3セメスターに、「法交渉学」をおき、国際法務の実践的力量をつけるための基礎的素養を身につけ、第4セメスターにおいて、小集団クラスを設置、全国規模の大会で問われる力量が必要とされる、法学的素養と語学力の涵養を目指すものとして、展開されます。そのため、これまで提供されてきた国際インス法務英語にかわり、後述の国際展開科目群の選択を必修とするカリキュラムを展開します。

## 4 法学部の学びにふさわしい 国際化展開: 国際展開科目群

現代のグローバル化社会においては、語学力の向上は不可欠となっていますが、単に国際化と言えば、英語の習得と認識される時代から明確に変化しつつあります。

また、単に語学力をつけるだけではなく、その専門性も求められつつあります。国際インスティテュートは、本学の国際教育に大きな貢献をしてきましたが、全学組織であったために、個別の学部の専門性を追求できる体制を持つことができませんでした。

そこで法学部は、法学的素養の涵養と語学力の深化を同時に深めるカリキュラムを整備して、新たな国際教育の展開を行います。具体的には、法学部英語副専攻の中でも英語による法学・政治学の専門科目を提供するとともに、国際法務特修を対象に国際展開科目群をおき、英語による専門科目(JWP科目)や、フランス語やドイツ語など初修言語をより深めたいとする場合に履修する全学副専攻科目とともに、その履修すべき単位の中で法学部が開設する展開外国語の履修を認めることとします(図参照)。



# 2008年度教学改革からのさらなる飛躍と発展

確かな成長を自覚して、未来を切り拓こう

## I 「法」を取りまく情勢

東日本大震災と、その後の原発事故、昨年発覚した検察官による証拠の改ざん、また、一票の格差をめぐる今年3月の「違憲状態」最高裁判決のいずれも、これまで軽視されてきた潜在的リスクを内包した既成の枠組みを問い直す必要性を、示唆しています。

東日本大震災では、その後の原発事故により、長期にわたる放射能汚染が懸念される未曾有の事態に至りました。原子力賠償責任法では、「異常に巨大な天災地変」により事故が起こった場合は、企業の賠償責任が免除される規定になっていることも、この事件にかかわって、大きな議論を呼んでいます。私たちは今、「想定外」という言葉そのものの持つ問題性に直面していますし、法はその「想定外」の事態に対して、いかに備えるべきか、ということが問われています。

厚生労働省事務官による偽の郵便割引制度証明書発行事件に関しては、昨年、事件を担当した検察官が証拠を改ざんし、無実の人を起訴していたことが発覚し、その後、担当の検察官やその上司等が最高検に逮捕される、という事件が起こりました。この事件を契機に、取調べの可視化など刑事裁判における従来の仕組みを、根本的に見直す論点が提起されています。

また、長い間、地方間で二倍以上の事態が放置されてきた国政選挙における「一票の格差」に関して、高裁で「違憲状態」を指摘する判決が相次ぎ、ついに今年3月には、最高裁において、2009年衆議院選挙小選挙区における「一票の格差」に関して、「違憲状態」であるとする判決が出ました。これを契機に、憲法上問題のある定数の改善が、強く要求さ



れる事態となっています。

法は、既成の秩序を守るという側面だけを持つものではありません。過去において、人類は、その歴史の中で、長い時間をかけ、人権や民主主義を闘い続けてきました。法は、そうした進歩的な変化も体現してきました。今日の法による支配は、そのなかで形成されてきました。未曾有の事態に対応し、努力し、復興するさまざまな人々の活動を、人権や民主主義は守り、また、そうした人々と社会の進歩を、法は取り入れていくことになるでしょう。かつて、本学の末川博名館長は、「法の理念は正義であり 法の目的は平和である。だが、法の実践は社会悪とたたかう闘争である」と述べました。未曾有の災害後、さまざまな社会の問題点を改善していく人々の取り組みが行われている今、この言葉の精神が、強く求められています。

本学法学部は、「平和と民主主義」の教育理念に基づき、法学と政治学を有機的に組み合わせた専門教育を展開してきました。今回、これまでの法学部教学の総括の上に立ち、

2012年から4年間の教学改革の提起を行っています。ぜひ、今回の総括と提起をよく理解していただき、積極的な議論をお願いしたいと考えております。

## II 法学部の教育理念

法学部では、法学および政治学の教育研究を通じて、法および政治に関わる社会現象の多面的な理解を礎として主体的に進路を切り拓き、社会のさまざまな分野で平和と民主主義の実現に貢献できる人を育成することを、教育研究の目的としています。

より具体的には、以下のような教育目標を持っています。

### (1) 主として知識の獲得に関わる目標

①日々生起する個々の法現象及び政治現象における問題の所在を的確に把握しうるための法学および政治学の知識および思考方法を身につけること。

④法学および政治学の諸分野のうち、自らの問題関心を深め、自らの進路を切り拓くための専門分野に関して、知識とそれを応用する能力を身につけること。

## (2) 主としてものの考え方や判断能力に関わる目標

④専門性の枠にとらわれない広い視野を背景として、自らと異なる文化的背景、信条、意見をもつ他者とのコミュニケーションを図り、その意見を尊重しつつ、主体的に自らの意見をまとめ述べるができること。

## (3) 主として意欲や態度に関わる目標

④「平和と民主主義」の教学理念に照らして法化社会における規範のあり方を主体的に考え、それを実践に移すことができること。

④自らの適性を客観的に見極め、自らの進路を主体的に切り拓き、自ら設定した目標に向かって主体的かつ系統的に学習する意欲と方法を身につけること。

## (4) 主としてコミュニケーション能力や文章能力に関わる目標

④論理的で正確な日本語を用いて、自らの意見を発表し、討論し、文章化する能力を身につけること。

④外国語による基礎的コミュニケーション能力を身につけ、専門に関わるテーマについて外国語で理解し、討論する意欲をもつこと。

# Ⅲ 2008年度教学改革の成果と課題

## 1 1学科3特修への再編

2008年度教学改革は、法学科の中に、入学当初から比較的具体的な進路希望を有する者を対象とする3つの特修(司法特修、公務行政特修、国際法務特修)を設置しました。特修に属さない学生については、2回生までに、キャリア形成科目などで進路に関する動機付けをしたうえで、6つの専門化プログラムのいずれかを選択してもらい、自らの専門性を高めるよう促す仕組みとなっています。

1回生前期では「基礎演習」を法学部における学びの作法を修得する科目として位置づけ、1回生後期には論理的思考力と書く力を涵養すべく「ケース&ライティング」、「公務行政基礎」、「国際関係法基礎」、「法学ライティング」を配置しました。「法学ライティング」の担当体制は、2009年度までは専任教員と非常勤教員の半々でしたが、2010年度から

は専任教員のみを担当体制をとることができるようになりました。

## 2 初年次(導入期)教育の改革

### (1) 基礎演習の改革

基礎演習は、2007年からテキストの大幅な改定を行い、法律学の教科書や条文、判例などを自分で読み、まとめる、という専門学習の基礎を身につけることを重視してきました。基礎演習を通じて、法学の学び方や基本的作法を身につけることは、上回生での学びにとって、きわめて重要です。2008年度教学改革以降は、1回生前期の法律学の専門科目は法学入門のみであるため、基礎演習に多くのエネルギーを割いて学習の中心にしている学生も多く、レベルの高いプレゼンテーションも珍しくありません。

### (2) 「法学ライティング」、「ケース&ライティング」、「国際関係法基礎」、「公務行政基礎」

特修を除く法学科においては、法学を学ぶ上で必要な論理的な文章を作成する力を身につけるため、「法学ライティング」を開設しました。共通の教科書に沿って、論証型のレポートを書き上げるのを目標に、法学に関わるテーマ選び・問題設定及び目標規定文の作成、その主張を裏付ける論証を、パラグラフ・ライティングの手法で学びました。また、学生同士の議論の中で、学びを深めるピア・ワークも取り入れています。

国際法務特修においては、テキストに関しては「法学ライティング」と同じものを使用しましたが、テーマに関しては国際法務の問題を扱いました。司法特修の「ケース&ライティング」においては、法学の学習において必要となる論述式の対応や、レポートで求められる「事例を分析することで論点を自分で見つけるという作業」を行いました。公務行政特修の「公務行政基礎」は、文献講読と政策形成学習を中心に行われています。

## 3 主体的な進路選択と専門化プログラム

### (1) 「学びマップ」の作成

2010年度からは、学びの体系を詳しく説明した冊子(「学びマップ」)を作成しました。そのなかでは、法学部4年間の学びの流れを提示するとともに、2回生後期からの各専門化プログラムについて紹介しています。

「学びマップ」では、「学生生活目標設定シ-

ー」や「専門化プログラム選択シート」、「キャリアシート」などへの記入を通じて、学生個々が自分の成長記録を振り返ることができるようにしています。たびたび自分の成長を振り返ることは、専門性を高める上でも、進路について考える上でも非常に大切です。

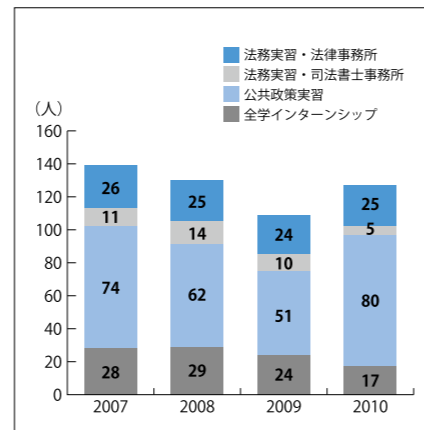
### (2) キャリア形成科目

2008年度教学改革では、キャリア形成科目の開設を進めました。特修を除く法学科では、毎回、さまざまな業種、職種から、社会で活躍する法学部出身者をゲストスピーカーとして招聘する「社会に生きる法」を開設しました。このほか、司法特修では、弁護士をはじめとした法曹による講義を中心とした「法曹入門」、模擬裁判を行う「法曹フィールドワーク演習」、公務行政特修では、国家公務員や地方公務員による講義を中心とした「公務行政セミナー」、国際法務特修では、国際分野で活躍する公務員、企業家、弁護士などによる講義を中心とした「入門・国際法務」を開設しました。これらの科目では、講義だけではなく、学生の発表などによる双方向授業を行い、学生のキャリアへの意識を涵養しました。

### (3) 実習プログラムと国際交流プログラム

立命館全体で行われている全学インターンシップの他に、法学部独自の実習科目として法務実習と公共政策実習があり、法学部における学修をキャリア形成に結びつけるうえで重要な役割を果たしてきました。参加状況は以下のとおりです。

グラフ1 実習科目の履修動向グラフ



全学プログラムのほか、法学部独自のプログラムとしてオーストラリア国立大学との提携による「法政海外フィールドスタディ」があり、法学部の専門性と結びついた英語力の涵養に成果を見せています。

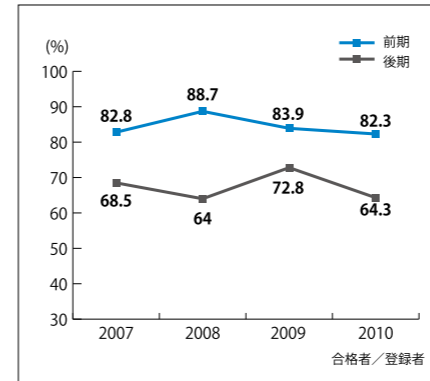
### (4) 専門化プログラムの開設

2008年度教学改革では、法学科の学生において、2回生前期のキャリア形成科目の受講を経て、2回生後期から専門化プログラムを選択し、法学部の学習の専門性を高める取り組みを進めています。専門化プログラムは、「ビジネス・金融法務」、「環境・生活法」、「法と人権」、「法と文化」、「マスコミと市民活動」、「政治と社会」の6つを開設してきました。

## 4 4年間のカリキュラム構造

法学部では、法学・政治学の基礎を学ぶために、「法学入門」、「政治学入門」などの入門科目と、それ以後に基礎を固めるために、基礎専門科目を配置しています。2008年度教学改革では、従来1回生前期に配置されていた民法科目を改組し、広範囲にわたる民法の「基本」を初年次にコンパクトな形で学ぶ「基本民法」を、1回生後期に設置しました。

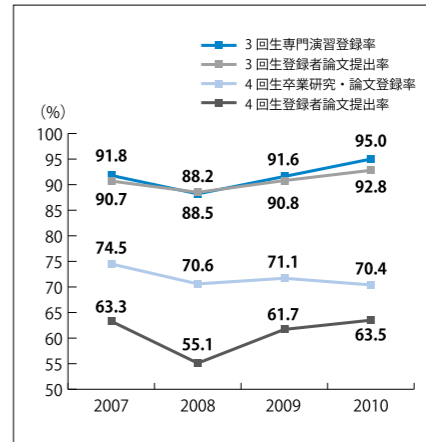
グラフ2 1回生基礎科目合格率グラフ



また、2008年度教学改革では、それまでのコア科目(現在の基礎専門科目)の要卒単位数を16単位から12単位にすることで、一つ一つの科目の予習・復習の時間が確保できるようにしました。同じく予習・復習の実質的保証という観点から、1~3回生の受講登録上限単位を40単位に、4回生時の登録単位数を50単位にしました。さらに、4年間の学びの充実と言う点では、4回生時の卒業研究に対する取り組みの向上などの課題もあります。



グラフ3 専門演習・卒業研究論文 受講・論文提出状況グラフ



## 5 法学部における教養教育

法学部における「教養教育の理念・目標」は、次の通りです。

1. 専門の基礎的部分や、法学・政治学の隣接分野、さらには、現代的な学際性を有する科目等を学ぶことにより専門性に広がりや深みを持たせること。

2. 法学部の専門教育とは異なる知的体系を学ぶことによって自己の専門を相対化し、幅広い知識と社会的に適切な判断力を身につけること。

上記の目標を達成するために、法学部では、総合学術科目A群の「思想と人間」、「現代と文化」、「社会・経済と統治」、「世界の史的構成」、「自然・科学と人類」の5系列のうちから、1系列8単位以上の取得を卒業要件とすることにより、系統履修を促進しています(教養科目の総取得単位数18単位以上)。

この制度の採用により、履修の系統性がひろがりつつありますが、その一方で、単位取得の容易性や時間割の関係上のみを理由とする履修状況から脱却したとまでは、未だ言えない状況です。

# Ⅳ 2012年度からの法学部教学の方向性

## 1 2008年度教学改革のねらいをいっそう確実なものとする改革

最初に、2008年度教学改革がいかなるものであったのか、今一度確認しておきましょう。

2008年度法学部教学改革の基本的な考え方は、「豊かな教養を身につけつつ、法学を中心に、政治学にも識見をもつ厚みのある専門教育を基礎にして、自らの進路を意識し、その法学的専門性を高め、それをもって社会に

生きる力を獲得し、社会的に訴求しうる主体となる」法学部生の育成を目標としていました。これは、法学を中心とした学びの構造をたてることをまず柱にたてたカリキュラムにすること、しかしながらこの法学を中心とした学びは、狭い意味の実定法学・解釈学にとどまるものではなく、政治学に広がる視野をも涵養する学生を育てるという目標を意味していました。

今次の改革においても、この教育目標を変化させるものではありません。むしろこれまでの実践の中で明らかとなった問題点を改善し、修正を行う中で、この2008年度教学改革の教育目標の達成をより強固なものにしていこうとすることをねらいとしています。

## 2 基礎専門科目の見直し

2008年度教学改革は、法学的素養を身につけるために2つのレベルでの専門の学びの基礎と系統性を実現しようとした。

ひとつは、第1セメスターから第4セメスターまでに配置される基礎専門科目群であり、ここにあげられる科目の履修を通じて、法学部における専門的な学びを行っていく上で求められる共通の専門的基礎を築き上げることを狙いとしています。もうひとつは、学生が各々の進路を睨みながら、法学部における法学・政治学における各自の問題意識に応じ、高度化する専門科目群を系統的に履修することを目的とするもので、主として第4セメスターから開始される専門化プログラムがこれを担うものとされています。

しかしながら、第4セメスターにおいて、基礎専門科目群と専門化プログラム科目群とが重なり合う結果、必ずしも当初のねらい通りの履修とはならず、基礎専門科目への履修が十分に行われていない状況がありました。そこで、2012年度教学改革において、基礎専門科目の配置を第3セメスターにおいて修了し、科目の見直しを行うものとします。

## 3 学びの系統性を重視した展開: 専門化プログラムの見直し

もうひとつの系統的な学びを保証する専門化プログラムにおいても、各自の問題意識に応じて、法学的素養を系統的に身につけることできるように精選することとしました。

### (1) 法学科における専門化プログラム

まずこれまで自主企画演習は、自らの興味関心を専門的に追求することをカリキュラム